

# 福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊5)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市副市長担任意務規程の一部改正(第3号) ……………	1
○人事異動取扱規程の一部改正(第4号) ……………	1
<b>人事委員会</b>	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正(規則第2号) ……………	1
○福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正(規則第3号) ……………	2

## 訓 令

### 福岡市訓令第3号

福岡市副市長担任意務規程(平成19年福岡市訓令第8号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第3条第1項の表中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

### 福岡市訓令第4号

人事異動取扱規程(昭和60年福岡市達甲第2号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第3条第1項中「福利厚生課長」を「職員共済課長」に改める。

## 人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

**福岡市人事委員会規則第2号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の部本庁の項中「給与支給係長、主査」を「給与支給第1係長、給与支給第2係長」に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の部事務局の項中「服務指導係長」を「服務指導第1係長、服務指導第2係長及び服務指導第3係長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

**福岡市人事委員会規則第3号**

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 級別職務分類表 1 行政職給料表級別職務分類表（A表）中「、西部資源化センター」及び「こども総合相談センターの副所長の職務」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。